

告示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年二月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十七日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小川 裕 嗣

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川口草加線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>草加市柳島町字道通八七五番二地先から 同市谷塚上町字野発六〇四番地先まで</p>	<p>草加市柳島町字道通八七五番二地先から 同市谷塚上町字大沼五四二番二地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>一一二・〇〇〇 二八・二五</p>		<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>四一三・九四</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>令和元年八月三十日付 埼玉県越谷県土整備 事務所長告示第三号で 告示した道路予定区域 の変更である。</p>		<p>備考</p>